

2020（令和2年）年4月20日

福岡県社会保障推進協議会
会長 田村 昭彦

「新型コロナウイルス感染症」 に係る対応を求める要請書について

各自治体の首長をはじめ、職員の皆様、議員の皆様、また関係者の皆様におきましては、今般の新型コロナウイルス感染症への対応に、昼夜を分かたずご尽力いただき心から敬意と感謝を申し上げます。

また、日頃より私どもの活動にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

私どもは、福岡県民の生活と権利を守るための諸活動を推進することを目的として、新日本婦人の会、福岡県商工団体連合会、福岡県建設労働組合をはじめとした労働組合、医科・歯科保険医協会、民主医療機関連合会、保育・障害者・高齢者団体など福祉関連の諸団体、県内の大学教授・弁護士・司法書士など構成する社会保障・福祉の推進をめざすすべての関係団体で構成する団体です。

さて、この間の新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大を受け、政府は「緊急事態宣言」の範囲を全国に広げる等、対策をすすめているところです。

このような状況において、厚生労働省からは、国民健康保険、介護保険等の保険料の猶予や傷病手当金の拡充等、国の財源による制度の支援策を打ち出しています。貴自治体におかれましては、早急に実施して頂きますよう強く要請いたします。

最後に、福岡県社会保障推進協議会は、県だけでなく、各地域でも協議会を結成し活動している団体です。各地域の社会保障推進協議会でも自治体への要請行動等を実施しているところもあると思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

【お問い合わせ先】

福岡県社会保障推進協議会

事務局長 西村 一

電話：092-483-0431、FAX：092-483-0435

メールアドレス：syaho@f-kenren.or.jp

2020年4月20日

市町村議会 議長 殿

福岡県社会保障推進協議会
会長 田村 昭彦

「新型コロナウイルス感染症」に係る対応を求める要請書

日頃の市民のいのちと健康・暮らしを守るためのご尽力に敬意を表します。

私どもは、こどもから高齢者まで、すべての市民のいのちと健康、暮らしを支える団体として、現在の新型コロナウイルスについての説明不足や場当たりの指摘されている政府の対応に不安を強く感じております。

さて、2月28日に、厚労省の通達「新型コロナウイルス感染症に係る帰国者・接触者外来の受診時における被保険者資格証明書の取り扱いについて」が発出され、「資格証明書を交付されている国民健康保険の被保険者は、保険料を納付することができないと認められる事情があると考えられることから、短期保険者証の交付対象となり得るところである」との見解に基づき、感染拡大防止のためにも「資格証明書を被保険者証としてみなして取り扱うこと」などが示され、既に各自治体の国民健康保険課では、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、来庁不要で電話または郵送によりできる手続きや相談を拡大しているところもあります。

4月8日には、厚労省事務連絡において「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る 国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援について」が発出されており、国民健康保険法第77条減免の利用をより一層推し進められているところです。

これまでの地域、自治体の経験を活かし、市民の命を守り、感染拡大を防止する観点からも、早急に以下の対策を講じられるよう、お願い申し上げます。

記

1. 資格証明書を交付されている国民健康保険の被保険者に対し、直ちに短期保険証を交付すること。交付に際しては、来庁不要で電話または郵送によりできる手続きや相談を拡充し、確実に届くよう手段を講じてください。
2. コロナに関連し経済的事由で受診を控えることがないよう、国保法44条による一部負担金の減免、国保法77条による保険料を減免の実施を速やかに行ってください。
3. 国民健康保険の被保険者に対する、新型コロナウイルス感染に係る傷病手当の支給ができるよう条例の改正・改定を速やかに実施してください。
4. 上記の要望に対する、実施につきましては、住民に周知いただきますようお願い致します。

以上